

資料

# 令和5年第4回定例市議会追加議案 条例新旧対照表

(12月19日提出)



議案第 6 4 号 藤井寺市手数料条例の一部改正について  
藤井寺市手数料条例の一部改正案…………… 1

議案第 6 5 号 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について  
藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案…………… 5



議案第64号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係			別表（第2条関係） 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係		
事 務	単 位	金 額	事 務	単 位	金 額
(1) <u>第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</u> の交付	1通	450円	(1) <u>第10項第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通	450円
(2) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350円	(2) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350円
(3) <u>第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定す</u>	1件	400円	(3) <u>第12条の2若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通	750円
			(4) <u>第12条の2又は第126条の規定に</u>	1件	450円

改正後			改正前		
<p>る方法に限る。以下この項において同じ。) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			<p>基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>		
<p>(4) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	1通	750円	<p>(5) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書の交付又は第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	1通	<p>350円 ただし、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する届出の受理の証明書について、請求により同規則で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円とする。</p>
<p>(5) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	1件	450円	<p>(6) 第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧</p>	1件	350円
<p>(6) 第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1</p>	1件	700円			

改正後			改正前
<p>項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>(7) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	1通	350円 ただし、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する届出の受理の証明書について、請求により同規則で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円とする。	
<p>(8) 第48条第2項（第117条において</p>	1件	350円	

改正後		改正前
準用する場合を含む。)の規定に基づく届書 その他市長の受理した書類の閲覧又は第12 0条の6第1項の規定に基づく届書等情報の 内容を表示したものの閲覧		

議案第65号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の8の額又は第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者とな</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第13条の8の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>

改正後	改正前
<p>った若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額若しくは第13条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の12」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額又は第13条の8の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の12」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>6 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>出産被保険者がある場合</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がある場合</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の12」と、第6項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の12」と、第6項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>

